

グリーン調達基準

< 第3版 >



小倉クラッシュ株式会社

小倉クラッチ株式会社 グリーン調達基準

グリーン調達方針について	2
1 . 目的	2
2 . 適用範囲	2
3 . 運用及び適用除外	2
4 . 用語の定義	2
5 . 製品含有化学物質の管理基準	3
5 . 1 含有禁止物質	3
5 . 2 含有制限物質	9
5 . 3 含有管理物質	10
5 . 4 本基準書で規定する対象物質リスト	10
5 . 5 含有禁止物質不使用証明書の提出について	10
5 . 6 代替品の提案及び登録について	11
6 . 製造工程使用化学物質の管理基準	11
6 . 1 使用禁止物質	11
6 . 2 塩素系有機洗剤不使用証明書の提出について	12
7 . 環境負荷情報調査について	12
附属資料：製品含有化学物質を禁止又は制限する国内外の主な法規制・自主基準	13
付表 1：小倉クラッチ納入製品・含有禁止物質不使用証明書	15
付表 2：製造工程での塩素系有機洗剤の不使用証明書	16
付表 3：小倉クラッチ納入製品・含有禁止物質の全廃計画書	17
付表 4：製造工程での塩素系有機洗剤の全廃計画書	18
改訂履歴	19

グリーン調達方針について

小倉クラッチ株式会社は、地球環境保全を進めることにより企業の社会的責任を果たすという環境方針に基づき、環境に配慮した製品づくりを進めるため、地球環境への負荷が少ない資材の調達、すなわちグリーン調達を推進します。

グリーン調達にあたっては、取引先に対して次の各項の取り組みを要求します。

- ・ 製品に含まれる化学物質に関する含有禁止物質不使用証明書の提出
- ・ 化学物質含有データの提示
- ・ 化学物質管理システム（製造から納入の各段階で化学物質を管理する仕組み）を構築及び運用すること
- ・ 環境マネジメントシステム（EMS）を構築及び運用すること

なお、必要に応じ化学物質管理システム、環境マネジメントシステムの確認（監査）を実施します。

1 . 目的

本基準は小倉クラッチの製品を構成する原材料、部品及びユニット等に含有する化学物質について、その含有状況を把握、管理し、環境影響を及ぼす化学物質については禁止、削減を目指すことを小倉クラッチの取引先に周知徹底し、製品全体の環境負荷低減を図ることを目的とします。

2 . 適用範囲

1) 製品への適用範囲

本基準は小倉クラッチの全製品に適用します。

小倉クラッチで設計・製造し、販売する製品

小倉クラッチが第三者に設計・製造を委託し、小倉クラッチブランドを付して販売する製品

第三者が設計・製造を行ったものを、小倉クラッチブランドを付して販売する製品

2) 部品・原材料・ユニット等への適用範囲

製品本体・部品及びそれらに使用する原材料

製品の包装材料・包装用部品

取扱説明書類

サービスパーツ

グリス・接着剤・両面テープ・包装用テープ等の消耗品

3 . 運用及び適用除外

1) 本基準は主要な法規制に基づき制定しているが、全てを網羅しているわけではないので個別製品等での運用は、出荷時点での条約・法・条例・その他必要要件および本基準を遵守する。

2) 本基準の遵守を原則とするが納入先の要望により納入先の基準で運用することも認める。

4 . 用語の定義

1) 含有禁止物質

小倉クラッチの製品を構成する原材料、部品、ユニット等への含有もしくはそれらの製造工程に於いて使用を禁止する物質で、下記の基準により小倉クラッチが指定したもの。

国内外の法規制において、製品への含有が現在規制されている、もしくは将来規制されることが見込まれている物質。

国内外の環境ラベル等の自主基準において、製品への含有が現在規制されている、もしくは将来規制されることが見込まれている物質。

上記以外に、環境負荷が高いことが周知でかつ代替物質が存在するため、世の中の動向に先行して小倉クラッチが独自に含有禁止を定める物質。

国内外の法規制もしくは自主基準において、取引先の製造工程においての使用を現在規制されている、もしくは将来規制されることが見込まれている物質。

2) 含有制限物質

小倉クラッチ製品を構成する原材料、部品、ユニット等への含有状況もしくはその製造工程に於ける使用状況を制限する物質で、次の基準により小倉クラッチが指定したもの。

・国内外の法規制または環境ラベル等の自主基準において、使用・使用用途・含有量の制限が求められている、または将来求められることが見込まれている化学物質。

3) 含有管理物質

小倉クラッチ製品を構成する原材料、部品、ユニット等への含有状況もしくはその製造工程に於ける含有情報を把握、管理する物質。

国内外の法規制または環境ラベル等の自主基準において製品への含有状況情報の開示を求められている化学物質。

顧客から製品への含有状況情報の開示を求められる可能性がある化学物質。

上記以外にも、近い将来使用用途、含有量の制限もしくは情報開示の必要が見込まれるため、含有状況を把握する必要がある化学物質。

4) 含有

物質が意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部品・ユニットまたはそれらに使用されている原材料に、添加・混入・付着することを指します。製造工程に於いて意図せずに製品に混入・付着する場合も含まれます。つまり、最終的に製品に残存している状態を指します。

5) 意図的添加

当該物質が部品・原材料に対して、性能向上や特性変更を目的として使用されることを指します。

6) 意図的添加以外の含有

当該物質が天然素材中に含有されており精製過程で技術的に除去できない場合、製造工程において意図せずに混入・付着した場合などを指します。いわゆる不純物を指す。

7) 含有閾値

最大許容濃度を指します。部品中に、複数の素材（材料）が含まれる複合部品の場合、含有濃度は部品全体を分母とした値ではなく、対象物質を含有している均質素材（Homogeneous Material）における濃度とする。（表 5-1-2、5-1-3、参照）

8) 均質素材（Homogeneous Material）

機械的に別々の素材（材料）に分離できない素材（材料）を指す。例えば以下のようなものを指す。

・ 金属合金、ポリマーアロイ、化合物等

・ 塗料、接着剤、インキ、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダー等
塗装、印刷、めっきが施された部品は素材の部分と塗料、インキ、めっき部分が機械的に分離できるため、それぞれが均質素材となる。「機械的な分離」とはネジの取り外し、切断、粉碎、研削、研磨等の機械的行為によって、素材（材料）が分離されることを指す。

5 . 製品含有化学物質の管理基準

5 . 1 含有禁止物質

表 5-1-1 に含有禁止物質を示します。

なお納入対象品の含有閾値、禁止時期及び適用除外等につきましては表 5-1-2 に示します。

包装材の管理基準については表 5-1-3 に示します。

ここに挙げた化学物質は、小倉クラッチの製品に意図的添加を禁止します。また、意図的に添加されて

いない場合も、小倉クラッチの製品に対し、表に示した許容濃度（含有閾値^{*注}）を超えて含有されることを禁止します。この許容濃度は均質素材における濃度とします。従って、複合部品における許容濃度は部品一個あたりの濃度ではなく、部品の各構成素材における濃度となります。また濃度の測定時には測定誤差を考慮に入れて下さい。

なお、表中閾値が空欄の物質は、意図的に添加する場合のみを禁止します。

*注：用語の定義 7) 含有閾値をご参照願います。

表 5-1-1 含有禁止物質

大分類	物質名	英語名
ハロゲン系 有機化合物	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	Polychlorinated Biphenyls (PCBs)
	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	Polychlorinated Terphenyls
	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が 3 以上)	Polychloronaphthalenes (Cl=>3)
	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	Polybrominated Biphenyls (PBBs)
	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	Polybrominated Diphenyl ethers (PBDEs)
	短鎖型塩化パラフィン (炭素鎖長が 10-13)	Short Chain Chlorinated Paraffins
金属及び 金属化合物	特定有機スズ化合物 (1) ビス(トリブチルスズ)オキシド (TBTO) 3 置換有機スズ化合物、	Tributyl Tin Oxide (TBTO)
	特定有機スズ化合物 (2) ジブチルスズ化合物	Dibutyltin compounds
	特定有機スズ化合物 (3) ジオクチルスズ化合物	Diocetyl tin compounds
	カドミウム及びその化合物	Cadmium and Cadmium Compounds
	六価クロム及びその化合物	Hexavalent Chromium Compounds
	鉛及びその化合物	Lead and Lead Compounds
	水銀及びその化合物	Mercury and Mercury Compounds
その他	アスベスト類	Asbestos
	オゾン層破壊物質	Ozone Depleting Substances
	特定アミンを形成するアゾ染料・顔料	Azo colorants forming certain amines
	ホルムアルデヒド	Formaldehyde
	パーフルオロオクタンスルホン酸及びその塩 (PFOS)	Perfluorooctane sulfonates
	特定ベンゾトリアゾール 2- (2H- 1, 2, 3-ベンゾトリアゾ - ル- 2-イル) 4, 6-ジ- tert ブチルフェノール	
	ジメチルフマレート	Dimethyl fumarate

* オゾン層破壊物質とは、モントリオール議定書付属書に規定される物質を指します。

表 5-1-2 含有禁止物質含有部品・材料の納入禁止時期と許容濃度（含有閾値） 用途・使用例

物質名	納入禁止 時期又は 除外	含有閾値	用途・使用例
ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	即時	意図的 添加禁止	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、溶剤、電解液
ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	即時	意図的 添加禁止	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、溶剤、電解液
ポリ塩化ナフタレン (塩素 数が 3 以上)	即時	意図的 添加禁止	潤滑油、塗料、樹脂安定剤、電気絶縁媒体、難燃剤
ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	即時	1000ppm	難燃剤
ポリ臭化ジフェニルエー テル類 (PBDE 類)	即時	1000ppm	難燃剤

塩化パラフィン (炭素鎖長が 10-13)	即時	1000ppm	塩ビ可塑剤、難燃剤
特定有機スズ化合物 (1) ビス (トリブチルスズ) オキシド (TBTO) 3 置換有機スズ化合物	即時	意図的 添加禁止 1000ppm *3	防腐剤、かび防止剤、塗料、顔料、防汚顔料、冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤
特定有機スズ化合物 (2) ジブチルスズ化合物	即時	1000ppm *3	樹脂安定剤、ポリウレタン用硬化触媒、ゴム用改質剤
特定有機スズ化合物 (3) ジオクチルスズ化合物	即時	意図的 添加禁止 1000ppm *3	壁、フロアカバー、
トリブチルスズ類 (TBT 類)、トリフェニルスズ類 (TPT 類)	即時	意図的 添加禁止	安定剤、酸化 老化防止剤、防菌 防カビ剤、防汚剤
カドミウム及びその化合物	即時	合計 100ppm *	・包装梱包用材料
	即時	100ppm	<ul style="list-style-type: none"> ・樹脂 (ゴムを含む) 材料中の顔料 染料 安定剤などの添加剤 ・塗料 ・インク ・電気カドミウムめっき処理及びカドミウムコート処理された材料及び部品 ・カドミウムを含む光沢剤を使用した無電解ニッケルめっき部品 ・カドミウムを含む銀ろう材料 ・ガラス及びガラス塗料の顔料、染料 ・亜鉛及び亜鉛合金、亜鉛化合物などの材料及び部品 (快削黄銅棒、ゴムベルト等) ・DC モータ スイッチ、リレー、ブレーカ等の電気接点 ・温度ヒューズの可溶体 ・蛍光灯 (小型蛍光灯、直管蛍光灯) ・ニッケル / カドミウム電池 ・蛍光表示装置に含有される蛍光体
六価クロム及びその化合物	即時	合計 100ppm *	・包装梱包用材料
	即時	1000ppm	<ul style="list-style-type: none"> ・塗料、インキ ・電気亜鉛めっき後クロメート処理された材料及び部品 (一般機械部品 電装購入品及び電源装置等) に使用される (板金 ねじ 軸物 ベアリング等) ・クロメート化成処理 (塗装前処理) されたアルミ 銅合金 亜鉛合金等の材料及び部品
鉛及びその化合物	即時	合計 100ppm *	・包装梱包用材料
	即時	300ppm *2	<ul style="list-style-type: none"> ・塗料、インク ・樹脂 (ゴムを含む) 材料中の顔料、染料、安定剤等の添加剤 ・鉛合金めっき処理された材料及び部品 (すずめっきピアノ線等) ・潤滑剤としての鉛を含む部品 (すべり軸受等)、摩擦材 ・ポリ塩化ビニル電線被覆中の鉛

		1000ppm	<ul style="list-style-type: none"> 鉛を含有する各種合金 (鋼・アルミニウム 銅以外) はんだ材料 はんだ付けされた部品、ユニット (プリント板・電源装置・モータ・センサ等)
	除外	-	[EU RoHS 除外用途] <ul style="list-style-type: none"> 鉛を含有する鋼材 (0.35wt%以下) 鉛を含有するアルミニウム合金 (0.4wt%以下) 鉛を含有する銅合金 (4.0wt%以下) 電子セラミックス部品 (圧電材料、誘電材料等) 鉛を含む安定剤を使用した無電解ニッケルめっき処理、無電解金めっき処理された材料及び部品 高融点はんだ (Pb=85%を超える Sn/Pb はんだ) 鉛を使用した溶融タイプの温度フューズ 電池材料としての用途 (欧州電池指令 91/157/EEC による)
水銀及びその化合物	即時	合計 100ppm *	・包装梱包用材料
	即時	1000ppm	<ul style="list-style-type: none"> 顔料 染料 塗料・インク・プラスチックへの調剤 水銀を接点としたリレー・スイッチ・センサ
アスベスト類	即時	1000ppm	プレーキライニング・パッド、絶縁体、充填剤、摩擦材、電気絶縁材、充填ファイラ、顔料 塗料、タルク、断熱材
オゾン層破壊物質	即時	意図的 添加禁止	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤
特定アミンを形成するアゾ染料 顔料	即時	30ppm	
ホルムアルデヒド	即時	0.3m g/L JIS :デシ ケート法	
パーフルオロオクタンスルホン酸及びその塩 (PFOS)	即時	50ppm	・調剤 (グリス、オイル等)
	即時	1000ppm	<ul style="list-style-type: none"> 表面処理、めっき、繊維素材 調剤、表面処理、めっき、繊維素材以外
	除外	-	<ul style="list-style-type: none"> フォトソングラフィープロセス用のフォトレジストまたは反射防止用コーティング剤 フィルム、紙または印刷原版用の写真コーティング剤 PFOS 放出量が利用可能な最先端の技術で極小にされた条件に おける「非装飾用硬質クロめっき用ミスト防止剤」及び「管理された電気めっきシステムで用いられる湿潤剤」
特定ベンゾトリアゾール :2 - (2H- 1 , 2 , 3-ベンゾトリアゾール- 2-イル)- 4, 6-ジ- tert プチルフェノール	即時	意図的 添加禁止	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック樹脂用紫外線吸収剤 プラスチック建材 昇華転写型写真のコーティング樹脂
ジメチルフマレート	即時	1000ppm	防湿剤、防カビ剤

* 表 5-1-3

*2 米国カリフォルニア州 Proposition65 による。

*3 スズ含有濃度 = [均質材質中の特定有機スズ化合物の含有濃度] × [スズ換算係数]

スズ換算係数 = $118.7^{*A} \times N^{*B} / \text{特定有機スズ化合物の分子量}$

* A : スズ原子量

* B : スズ化合物中のスズ原子数

なお納入禁止時期と対象につきましては随時見直しを行います。

表 5-1-3 包装材の管理基準

物質名	納入禁止時期	含有閾値	用途・使用例
カドミウム・六価クロム・鉛・水銀 (包装材に使用される4重金属に関しては、合計での含有閾値が100ppmとなりますのでご注意ください。)	即時	合計 100ppm	機器製品の包装材料・包装用部品(段ボール、発泡スチロール、ポリ袋、粘着テープ、乾燥剤、ワイヤーバンド、ステープルなど)

表 5-1-4 物質名に対する適用除外用途

物質名	適用除外用途
ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	なし
ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	なし
ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	なし
ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	なし
ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	なし
塩化パラフィン(炭素鎖長が10-13)	なし
特定有機スズ化合物(1)ビス(トリブチルスズ)オキシド(TBTO)、3置換有機スズ化合物	なし
特定有機スズ化合物(2)ジブチルスズ化合物	・1液および2液型室温硬化型シーラント(RTV-1、RTV-2および粘着剤) ・塗布時の触媒としてDBT化合物を含む塗料およびコーティング剤 ・軟質PVCプロファイル、単独または硬質PVCとの共押出し(いずれも(上記)、ともに2014年9月30日まで)
特定有機スズ化合物(3)ジオクチルスズ化合物	2液性室温効果型成形材キット(RTV-2成形材キット)以外
トリブチルスズ類(TBT類)、トリフェニルスズ類(TPT類)	なし
カドミウム及びその化合物	13(b). フィルタガラスおよび反射標準物質用のガラス中に含まれるカドミウム 注) 8(b) 電気接点中のカドミウムとその化合物は適用除外にしない
六価クロム及びその化合物	9 吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防食用として冷却ソリューション中に含まれる0.75wt%以下の六価クロム
鉛及びその化合物	5(b). ガラス蛍光管であって鉛含有量が0.2wt%を超えないもの 6(a). 機械加工のために合金成分として鋼材中および亜鉛めっき鋼板中に含まれる鉛 3,500ppm以下 (ただし当社新規設計品以外) 6(b). 合金成分としてアルミニウムに含まれる鉛 4,000ppm以下 6(c). 合金成分として銅合金に含まれる鉛40,000ppm以下

	<p>7(a).高融点ハンダ (重量で85%以上の鉛を含む鉛ベースの合金)</p> <p>7(b).サーバ,記憶装置,記憶アレイシステム,信号切り替え,送受信,伝送および電気通信ネットワーク管理用のネットワーク基盤設備向けのはんだに含まれる鉛</p> <p>7(d).コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品 (例:圧電素子),もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品</p> <p>7(c).定格電圧が AC125Vまたは DC250V未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛 (ただし、2012年3月31日まで)</p> <p>注) 13(a) 光学機器に使われる白色ガラスに含まれる鉛は適用除外にしない</p> <p>13(b).フィルタガラスおよび反射標準物質用のガラス中に含まれる鉛</p> <p>15.集積回路パッケージ(フリップチップ)内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛</p> <p>17.プロフェッショナル向け複写用途に使用される高輝度放電 (HID) ランプ中の放射媒体としてのハロゲン化鉛</p>
水銀及びその化合物	<p>1(a).30W未満の小型蛍光灯でランプ1本あたりの水銀量が2.5mgを超えないもの。ただし、2012年3月31日までは3.5mgを超えないもの</p> <p>3(a).特殊用途の冷陰極蛍光ランプおよび外部電極蛍光ランプ(CCFL および EEFL)であって、短尺 (500mm 以下) ランプ 1 本あたりの水銀量が 3.5mg を超えないもの</p>
アスベスト類	なし
オゾン層破壊物質	製造時使用および部品含有以外
特定アミンを形成するアゾ染料・顔料	分解しても特定アミンを発生しないアゾ染料・顔料
ホルムアルデヒド	意図的な使用の禁止ではなく、表 5-1-2 の規制値未満を保証すること
パーフルオロオクタンスルホン酸及びその塩 (PFOS)	<p>・フォトリソグラフィ工程で使用されるレジスト、反射防止膜</p> <p>・写真フィルム、写真ペーパー、印刷刷版</p>
特定ベンゾトリアゾール:2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tertブチルフェノール	なし
ジメチルフマレート	なし
臭素系難燃剤 (PBBs, PBDEsを除く)	<p>フッ素ゴム系電線、電源コード、機外配線用IFケーブル、フラットケーブル、チューブ (熱収縮含む)、スリーブ、テープ、ケーブルタイ、ツイストペアシールド線</p> <p>電子・電気部品の樹脂部</p> <p>例:センサー、トランス、コイルの絶縁材料、モジュラージャック、スイッチ、ガスケット、コネクタ、エソケットなど</p> <p>電子部品・半導体類の封止材</p> <p>例:コンデンサー、抵抗、ダイオード、バリスタ、トランジスタ、IC、LSI など</p>

5.2 含有制限物質

表 5-2-1 に挙げる化学物質は、特定の用途に限って、含有することを禁止する。

但し、使用が確認された場合には、代替の推進を行わなければならない。

表 5-2-1 特定の用途に限って、含有することを禁止する物質。

大分類	物質名	英語名
ハロゲン系 有機化合物	ポリ塩化ビニル (PVC)	Vinyl Chloride Polymer (PVC)

表 5-2-2 は、含有制限物質の管理レベル、用途・使用例、含有閾値及び納入禁止時期について示す。

なお、禁止の定義は、含有禁止物質と同一です。

表 5-2-2 含有制限物質含有部品・材料の納入禁止時期と許容濃度（含有閾値）、用途・使用例

物質名	納入禁止 時期	意図的添 加以外の 閾値	用途・使用例
ポリ塩化ビニル (PVC)	-	-	個々の部品、材料については、当社からの要請に基づき対応のこと。但し、塩ビ代替材料はハロゲンフリー（フッ素を除く）でかつ赤リンを使用しないことを原則とする <ul style="list-style-type: none"> ・包装梱包用材料 ・被覆鋼板 ・内部一般配線材 ・高圧電線 ・電源コード(国内向け・北米向け) ・絶縁チューブ ・絶縁テープ ・電装購入品（モータ・ソレノイド・センサ等）の配線材 ・電子部品の外装チューブ
	除外	-	<ul style="list-style-type: none"> ・電源コード(国内向け・北米向け以外)* * ・外部インターフェースケーブル* * ・外部配線（電源コード外部インターフェースケーブルを除く）* *

* * 安全規格上の規定により、現時点では除外対象とします

5.3 含有管理物質

本基準書における含有管理物質は、含有禁止物質も含め、表 5-3-1 に示す法規制、業界標準等に収載された物質を対象とする。なお、これらの物質は、アーティクルマネージメント推進協議会（JAMP）が規定する「JAMP 管理対象物質 Ver. (最新版)」の対象物質に相当する。

表 5-3-1 管理物質の法規制、業界標準等

対象	備考
化審法 (第一種特定化学物質)	本基準書で規定する禁止物質を除く
安衛法 (製造等禁止物質)	本基準書で規定する禁止物質を除く
毒劇物法 (特定毒物)	
EU 2002/95/EC (RoHS 指令)	
EU 2000/53/EC (ELV 指令)	
EU CLP 規則 (Regulation on Classification Labelling and Packaging of substances and mixtures) Annex (CMR-Cat 1, 2) (旧 EU 67/548/EEC)	
EU REACH 規則 Annex 制限対象物質 [除く:CLP 付属書 Table3.2 CMR-Cat 1, 2] (旧 EU 76/769/EEC)	本基準書で規定する禁止物質を除く
EU REACH 規則 認可対象候補物質 (高懸念物質、SVHC)	
ESIS PBT (PBT 判定基準該当部分) (European chemical Substances Information System)	
GADSL (自動車) Global Automotive Declarable Substance List	本基準書で規定する禁止物質を除く
JIG(電機電子) Joint Industry Guid	本基準書で規定する禁止物質を除く
EU POP s規則 Annex	

5.4 本基準書で規定する対象物質リスト

・本基準書で規定する「含有禁止物質」、「含有制限物質」、「含有管理物質」の法規制、業界標準毎の例示物質は、次の文書、リストを参照のこと。

「JAMP 管理対象物質解説書」

「JAMP 管理対象物質参照リスト Ver. (最新版)」

5.5 含有禁止物質不使用証明書の提出について

小倉クラッチへ納入している原材料・部品・ユニット等がグリーン調達基準を遵守していることを証明するため、「小倉クラッチ納入製品・含有禁止物質不使用証明書^{*注}」(付表 1)の提出をお願いします。小倉クラッチに納入している原材料・部品・ユニット等について、禁止物質が含まれていないことを現在および将来に渡り、保証してください。

小倉クラッチ納入製品・含有禁止物質不使用証明書を提出していただく事でロット毎の成分データの提出は省略させていただきます。ただし一部の含有禁止物質(RoHS 等)についてはロット毎の MIL シート、定期的(1回/年)な ICP などの精密分析データ(【参考】含有禁止物質の分析方法について参照)を提出していただく場合があります。

また、一部の原材料・部品・ユニット等について、分析用サンプルを提出していただく場合があります。提出しない場合も、問題発生時にロット毎のトレースが出来るようにデータまたはサンプルの保存をお願いいたします。

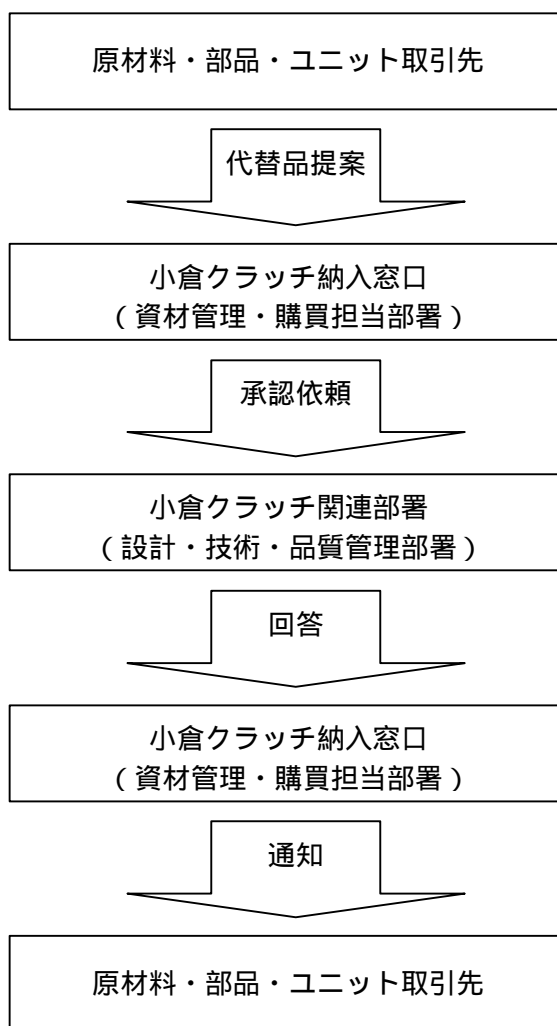
* 今後・含有禁止物質が追加された場合は、改めて新しい様式の証明書を発行することがあります。

5 . 6 代替品の提案及び登録について

小倉クラッチへ納入している原材料・部品・ユニット等について、禁止物質を含有しない代替品の提案を行う場合は、窓口である小倉クラッチ資材管理・購買担当部署に必要書類（部品検討依頼書等）やサンプル・測定データ・カタログ等を提出してください。

資材管理・購買担当部署は所定の手続きを経て、小倉クラッチの関連部署へ書類及びサンプルを送付し、提案内容について承認を依頼します。その後関連部署にて必要な評価を行い、取引先に対して承認可否の通知を、資材管理・購買担当部署より行います。

【代替品提案・登録フロー】



6 . 製造工程使用化学物質の管理基準

6 . 1 使用禁止物質

オゾン層破壊物質および塩素系有機洗剤に関しては、製造工程での使用を禁止致します。オゾン層破壊物質については表 6-1-1 で示す物質を禁止しますが、適用除外における使用はこの限りではありません。詳細な物質名は、『モントリオール議定書付属書に記載の物質』をご参照ください。また塩素系有機洗剤については、表 6-1-2 に禁止する物質名を示します。

表 6-1-1 部品・原材料製造工程での使用を禁止するオゾン層破壊物質

物質名	議定書におけるグループ	禁止適用除外
特定フロン (CFC)	付属書 A グループ	
ハロン	付属書 A グループ	
その他のフロン (CFC)	付属書 B グループ	冷凍機・空調等に内蔵される冷媒
四塩化炭素	付属書 B グループ	消火剤
1,1,1-トリクロロエタン	付属書 B グループ	輸出入時の検疫燻蒸
HBFC	付属書 C グループ	
プロモクロロメタン	付属書 C グループ	
臭化メチル	付属書 E グループ	
代替フロン (HCFC)	付属書 C グループ	空調等に内蔵される冷媒電子部品製造工程での使用

表 6-1-2 禁止とする塩素系有機洗剤

物質名	CAS.No
トリクロロエチレン (トリクレン)	79 01 6
テトラクロロエチレン	127-18-4
ジクロロメタン (塩化メチレン)	75 09 2
四塩化炭素	56-23-5
1,2-ジクロロエチレン	540-59-0
1,1-ジクロロエチレン	75-35-4
シス-1,2-ジクロロエチレン	156-59-2
1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6
1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5
ジクロロプロペン	8003-19-8

6 . 2 塩素系有機洗剤の不使用証明書提出について

仕入先様の製造工程において塩素系有機洗剤が使用されていないことを確認するために、「製造工程での塩素系有機洗剤の不使用証明書」(付表 2)の提出をお願いします。

なお、不使用証明書がすぐに提出できない場合は、「製造工程での塩素系有機洗剤の全廃計画書」(付表 3)をご提出して頂き、その後、仕入先様社内での使用が廃止された際に不使用証明書をご提出して頂くことになります。

どちらの不使用証明書についても、提出期限までに提出ない取引先様とは新規の取り引きできなくなりますのでご了承ください。

今後、使用禁止物質が追加された場合は、弊社より改めて新しい様式の証明書を発行することがあります。

7 . 環境負荷情報調査について

小倉クラッチの製品を構成する原材料、部品、ユニット等に含有されている化学物質の含有量調査、及び製造工程に於ける含有状況を調査するため、環境負荷情報調査を行います。

調査は従来からの、JGPSSI の調査回答ツールにかえて、JAMP の AIS または MSDSplus を基本とします。ただし、得意先の要求などにより JAMA/JAPIA シートあるいは JGPSSI の調査回答ツールまたはその他の調査フォームを使用する場合があります。

附属資料

製品含有化学物質を禁止又は制限する国内外の主な法規制・自主基準

含有禁止物質	参考規制・基準
ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	化審法(第一種特定物質)、EU REACH 規則 Annex X、(旧 EU76/769/EEC)
ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	EU REACH 規則 Annex X (旧 EU76/769/EEC)
ポリ塩化ナフタレン (塩素数が 3以上)	化審法(第一種)
ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	EU2002/95/EC(RoHS)、化審法(第一種)、EU REACH Annex (制限物質)
ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	EU2002/95/EC(RoHS)、化審法(第一種)、EU REACH Annex (制限物質)
塩化パラフィン	EU REACH 規則 Annex X
特定有機スズ化合物 (1) ビス(トリブチルスズ)オキシド (TBTO) 3 置換有機スズ化合物	化審法(第一種特定物質) EU REACH Annex (制限物質)、独化学品禁止規則
特定有機スズ化合物 (2) ジブチルスズ化合物	EU REACH Annex (制限物質)
特定有機スズ化合物 (3) ジオクチルスズ化合物	EU REACH Annex (制限物質)
アスベスト類	EU REACH Annex (制限物質)、安衛法、独化学品禁止規則
オゾン層破壊物質	モントリオール議定書、日本オゾン層保護法、米国フロン規制
HFCs, PFCs, SF6	京都議定書、デンマーク F ガス規制、スイス F ガス規制
カドミウム及びその化合物	EU2002/95/EC(RoHS)、EU REACH Annex (制限物質)、独化学品禁止規則、UE 梱包材指令、資源有効利用促進法
六価クロム化合物	EU2002/95/EC(RoHS)、EU 梱包材指令、資源有効利用促進法
鉛及びその化合物	EU2002/95/EC(RoHS)、EU REACH Annex (制限物質)、独化学品禁止規則、資源有効利用促進法、EU 梱包材指令、プロポジション 65
水銀及びその化合物	EU2002/95/EC(RoHS)、資源有効利用促進法、EU 梱包材指令、
ポリ塩化ビニル (PVC)	日本エコマーク、ドイツ BAM、北欧 IT ECO Declaration
ホルムアルデヒド	ドイツ化学品禁止規則、ホルマリン法令(デンマーク)、カリフォルニア州「ホルムアルデヒドを発生する合板に関する規制」
パーフルオロオクタンスルホン酸及びその塩 (PFOS)	ストックホルム(POPs)条約、化審法、EU POP s規則 Annex
特定ベンゾトリアゾール :2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	化審法
ジメチルフマレート	欧州委員会決定の緊急法規 2009/251/EC

【参考】含有禁止物質の分析方法について

含有禁止物質全般の分析方法について、以下にその概要を紹介する。

含有禁止物質分析方法の概要

大分類	対象物質	分析方法
金属及び 金属化合物	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物	* 原子吸光分析装置 (AA) * プラズマ発光分析装置 (ICP-AES / MS) * 蛍光 X線分析装置 (EDX, WDX)
	六価クロム及びその化合物	* 可視分光光度計 * ジフェニルカルバジト吸光光度法
	水銀及びその化合物	* 原子吸光分析装置 (AA) * 加熱気化金アマルガム法 * 蛍光 X線分析装置 (EDX, WDX)
ハロゲン系 有機化合物	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類) ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類) ポリ塩化ナフタレン (PCN) 短鎖型塩化パラフィン ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類) ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	* 高分解ガスクロマトグラフ質量分析計 (HRGC-MS) <抽出 - クリーンアップ> * フーリエ変換赤外分光光度計 (FT-R) * イオンクロマトグラフ装置 * 蛍光 X線分析装置 (EDX, WDX)
	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びその塩	* 液体クロマトグラフタンデム質量分析装置 (LC-MS/MS)

小倉クラッチ納入製品・含有禁止物質不使用証明書

弊社は現在小倉クラッチに納入している原材料・部品・ユニット等、及び今後納入する原材料・部品・ユニット等に関して（非意図的に混入した場合は除き）小倉クラッチグリーン調達基準最新版に示される使用禁止物質が（除外用途での使用を除き）含まれないことを証明します。

なおオゾン層破壊物質については、部品自体への含有だけでなく、その製造工程においても使用していないことを証明します。

記入日 : _____

会社名 : _____ 社印

住所 : _____

役職・職位 : _____

担当部署長の署名 : _____ 印

【コメント記入欄】

以上

担当者氏名 : _____ 所属 : _____

電話番号 : _____ Eメールアドレス : _____

製造工程での塩素系有機洗浄剤の不使用証明書

作成日 _____

会社名 _____ 社印 _____

役 職 _____

氏 名 _____ 印 _____

住 所 _____

当社は現在、小倉クラッチに納入している原材料・部品及び製品に関して、その社内の製造工程において下記に示す塩素系有機洗浄剤を使用していないことを証明します。

NO	物質名	CAS No
1	トリクロロエチレン（トリクレン）	79-01-6
2	テトラクロロエチレン	127-18-4
3	ジクロロメタン（塩化メチレン）	75-09-2
4	四塩化炭素	56-23-5
5	1,2-ジクロロエチレン	540-59-0
6	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4
7	シス-1,2-ジクロロエチレン	156-59-2
8	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6
9	1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5
10	1,3-ジクロロプロペン	542-75-6

以上

< その他の洗浄に関する情報 >

1. 社内洗浄工程の有無

（社内で洗浄工程がある場合は使用洗浄剤およびその洗浄剤導入時期）

有り（使用洗浄剤： _____ 時期： _____）	なし
----------------------------	----

2. 小倉クラッチ納入部品の外注先での洗浄工程の有無

有り（社名： _____） （社名： _____）	なし
------------------------------	----

小倉クラッチ納入製品・使用禁止物質全廃計画書

弊社は現在小倉クラッチに納入している原材料・部品・ユニット等、及び今後納入する原材料・部品・ユニット等に関して（非意図的に混入した場合は除き）小倉クラッチグリーン調達基準最新版に示される使用禁止物質が（除外用途での使用を除き）含まれているためその全廃（代替化）予定時期についてご連絡致します。

記入日 : _____

会社名 : _____ 社印

住所 : _____

役職・職位 : _____

担当部署長の署名 : _____ 印

小倉クラッチ部品(図面)番号 : _____

小倉クラッチ部品(図面)名称 : _____

含有している禁止物質とその全廃予定時期 : _____

禁止物質				
全廃予定時期				
代替品				
提供予定時期				

【代替化検討状況・課題・今後の予定等記入欄】

以上

担当者氏名 : _____ 所属 : _____

電話番号 : _____ Eメールアドレス : _____

製造工程での塩素系有機洗淨剤の全廃計画書

作成日 _____

会社名 _____ 社印

役 職 _____

氏 名 _____ 印

住 所 _____

当社は現在、小倉クラッチに納入している原材料・部品及び製品に関して、その社内製造工程において使用している塩素系有機洗淨剤を下記の計画で全廃致します。

また、計画終了時には、「製造工程での塩素系有機洗淨剤の不使用証明書」を提出します。

< 自社の洗淨工程の全廃計画 >

社内設備を代替洗淨剤の使用に切り換える。

代替洗淨検討開始時期 年 月

代替洗淨検討終了予定 年 月

代替検討責任者

全廃予定時期 年 月

代替洗淨剤および代替洗淨方法候補予定

社内の使用を全廃し、外注先に洗淨加工を委託する。

使用禁止予定 年 月

外注先候補名

住所

代替洗淨剤

以上

改訂履歴

改訂年月	版	改定内容
2004年07月	第1版	初版制定
2005年06月	第1版	誤記訂正
2010年03月	第2版	1) グリーン調達方針について 追加 2) 含有禁止物質、含有制限物質、含有管理物質 変更 3) 付属書「環境負荷情報調査及び入力マニュアル」廃止 他、全面改訂
2012年01月	第3版	1) 表 5-1-1 物質名変更及び追記 2) 表 5-1-2 物質名変更及び追記 3) 表 5-1-2 に*3 追加 4) 表 5-1-4 追加 4) 5.3 含有管理物質の表指示誤記訂正 5) 付属資料 含有禁止物質変更及び追加 参考規則・基準改訂

小倉クラッチグリーン調達基準書 第3版

発行部署 : 小倉クラッチ株式会社
経営管理本部 品質環境推進課

〒376-0011 群馬県桐生市相生町2丁目678番地